

体育連合会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は文化系団体を除く体育系団体より成立し、実践女子大学・実践女子大学短期大学部体育連合会と称す。(以下これを体連と略す。)

(目的)

第2条 本会は加盟団体の統轄をはかると共に自主性を尊重し、相互の連絡と協力により体育活動を振興させ、学生の心身を鍛練し、健全な社会的人格の育成を目的とする。本会は本部を日野キャンパスに置き、支部を渋谷キャンパスに置く。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化、施設の拡充
- (2) 体育活動に関する各種資材、施設の拡充
- (3) 学内体育運動、レクリエーション活動
- (4) 外部体育団体との連絡
- (5) 外部各種競技会開催の参加
- (6) 機関誌の発行
- (7) その他、目的達成に必要な事項

なお、体育祭については日野・渋谷両キャンパス合同で行うものとし、その際の開催場所は日野キャンパスとする。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会は加盟団体の構成員全員を以て組織する。

(権利及び義務)

第5条 本会は次の権利と義務を有する。

- (1) 第2条目的達成の為、責任を持って本会活動に参加し、これに協力する義務
- (2) 本会の運営について自由に意見を述べ、報告を請求する権利
- (3) 本会予算の各団体への分配に対する希望及び決算報告を受ける権利
- (4) 本会規約を厳守し、決議事項を完全に履行する義務
- (5) 体連総会に出席する権利と義務

第3章 機 関

(機関)

第6条 本会は第2条目的達成の為、次の機関を置く。支部にも同様の機関を置くが、あくまでも本部と密接に連絡をとりつつ活動する。

- (1) 体連総会

- (2) 体連会議
- (3) 体連委員会
- (4) 部長会議

第1節 体連総会

(体連総会)

第7条 体連総会は本会最高の決定機関であり加盟団体の構成員全員によりこれを構成する。但し、これを代行する機関として体連会議を置く。尚、議長はその都度選出される。

(議案)

第8条 体連総会は次の事項を議案する。

- (1) 本会活動方針の承認
- (2) 規約の改正
- (3) 役員の承認
- (4) 予算決算の承認
- (5) 団体の加盟、及び昇降格の承認
- (6) その他、本会目的達成の為の主要事項

規約の変更については同会議で議案の上、学生大会で決定する。

(招集)

第9条 体連総会は本会の委員長が次の場合招集する。

- (1) 年2回の定例体連総会
- (2) 臨時会
- (3) 本会の委員より要請のあったとき
- (4) 責任者会議の要請のあったとき
- (5) 本会会員の1/10以上の要請があったとき

(成立基準)

第10条 体連総会は本会会員の2/3以上の出席によって成立する。(但し、試合等特別な事情により出席できない時の委任状は認める。)決議は出席数の過半数によるが、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第2節 体連会議

(体連会議)

第11条 体連会議は体連総会の代行機関であり、各所属団体を代表する体連委員によりこれを構成する。決定権は各所属団体1票とし、開催側の委員長、副委員長は決定権を持たない。

(招集)

第12条 体連会議は本会委員長が次の場合招集する。

- (1) 委員会の要請のあった場合
- (2) 本会加盟団体1/4以上の要請のあった場合
- (3) その他、委員長が必要と認めた場合

(成立基準)

第13条 体連会議は本会加盟団体過半数以上の出席によって成立する。(委任状は原則として認めない。但し体連委員会が認めた場合はこの限りではない。)その決議は出席団体の過半数によって決定する。しかし賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第3節 体連委員会

(体連委員会)

第14条 本委員会は本会最高の執行機関であり、本部・支部それぞれに4名の委員を置く。その構成は次の通りである。

委員長	1名
副委員長	1名
会計	1名
監査	1名

本部は更に以下2名の委員を置く。

渉内・渉外 各1名

尚、本委員は、次の事項を執行する。

- (1) 本会活動監査
- (2) 規約改正案の作成
- (3) 予算案決算報告を作成し体連総会に提出
- (4) 加盟団体の統轄
- (5) 体連総会の決議に基づく全ての事項の執行
- (6) その他の必要事項

(委員選出)

第15条 本委員会の委員は各部より最低1名以上選出される。(委員を選出しない部及び選出しても実際活動しない部は体連メンバーとしての義務不履行の由にて本会より除名される。)

(役員選出)

第16条 本部・支部の各役員は、委員の互選により選出する。

(体連委員長)

第17条 委員長は本委員会を代表し、会務を統轄する。又副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はこれを代行する。尚、委員長及び副委員長は本委員会の代表として、校友会中央執行委員会に出席しなければならない。

(集会)

第18条 委員は原則として昼休み及び放課後体連室において集まり意見調整を行う。

(招集)

第19条 本委員会は委員長が次の場合招集する。

- (1) 月1回の定例会
- (2) 体育祭までの週1回の連絡会
- (3) 委員長が必要と認めたとき
- (4) その他要請のあった場合

(成立基準)

第20条 本委員会は総数の2/3以上の出席を以て成立する。但し、試合など特別な事情により出席できない時の委任状は認める。その決議は出席者の過半数によるが、賛否同数の時は委員長の決するところとする。

(任期)

第21条 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。但し、途中退任した委員はさらに2ヶ月間は引き継ぎ期間としての任期を果たさなければならない。尚、委員の選出は12月1日までに行う。

第4章 本会加盟団体

(役員)

第22条 本会の加盟する団体は次の役員を渋谷・日野キャンパスいずれかに置かなければならない。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 体連委員
- (4) 会計

(任期)

第23条 本会加盟団体の役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。選出は11月1日までに行い、それ以後は引き継ぎ期間とする。

(提出物)

第24条 本会加盟団体は次のものを体連委員会に期限内に提出しなければならない。

- (1) 入部届
- (2) 活動報告書(年4回)

(機関誌)

第25条 本会加盟団体で機関誌等を作成している団体は、活動拠点とするキャンパスに1部提出しなければならない。

(休部・復帰)

第26条 本会加盟団体で休部する団体は、その責任者名において休部要旨を記載し活動拠点とするキャンパスに提出した後、体連委員の承認を以て仮除名とする。休部団体は休部後3年を以て本部より除名される。

又、休部団体が本会に復帰する場合は体連委員会の決議、体連会議での承認を受けた後に復帰することができる。

但し、年度途中で復帰した場合は、その年度中は分担金は受けられず、次年度から認められた予算金額の半額を受けるとする。年度当初から復帰した場合はその年度から認められた予算金額の半額を受けるとし、その後は認められた予算金額を受けることができる。

(仮除名)

第27条 本会に関する会議等において3回以上欠席した部に対し、除名の処置がとられる。但し、これに該当する部は1年間のうちに活動が本会に認められた場合、次年度より本会に復帰するものとする。

(再加盟)

第28条 前年度降格し、本会から除名された団体で次年度より加盟を希望する団体は、活動拠点とするキャンパスに昇格願を提出し、体連委員会での決議、体連総会での承認、中央執行委員会での承認を受けた後、再加盟される。

(再加盟後の予算)

第29条 本会に再加盟した団体の初年度の予算は認められた予算の半額であり、次年度は認められた予算全額を受けることができる。

第5章 加盟団体の会計及び監査

(会費)

第30条 本会の経費は学友会予算、部費、第6章第35条(2)項による年会費、その他収入をあてる。但し、年会費は本会以外の委員会の予算にはならない。

(期間)

第31条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第32条 会計年度の予算は、学生大会での予算案の承認を以て成立する。

(現金出納帳)

第33条 加盟団体は現金出納帳を設けて全ての収支を記載し、予算関係書類を保管する。

(監査)

第34条 加盟団体は年2回現金出納帳と領収書を体連委員会に提出し、体連委員の監査を受ける。領収書は体連委員会が保管する。尚、領収書は各団体名が明記されているものに限る。

第6章 院生及び教職員のサークル参加

(院生及び教職員のサークル参加)

第35条 大学院生及び大学・短期大学部教職員は、以下の手続きにより、体育連合会に加盟する団体の活動の参加を認める。

- (1) 体育連合会指定の書類の提出
- (2) 年会費2,000円の納入

(活動範囲)

第36条 活動は部活及びサークル活動を範囲とし、学友会行事における個人としての参加は認めない。

(返金)

第37条 一度納入された年会費の返金は行わない。

第7章 賞 罰

(懲戒)

第38条 この規約の定める義務に違反し、又、本会の秩序を乱した加盟団体及び会員については体連委員会及び監査会議で審議し、次の懲戒処分を行う。

- (1) 報告陳謝
- (2) 一定期間の活動停止
- (3) 一定期間の予算停止
- (4) 同好会への降格

但し、除名については体連委員会の決議を要する。

第8章 補 則

(細則)

第39条 今後、学友会規約の改正により本規約は一部変更する場合もある。

(改廃)

第40条 本規約の改廃は体連委員会の議を経て、中央執行委員会及び学生大会の承認を必要とする。

附 則

本規約は1986年4月1日から施行する。

附 則(2014年4月1日)

この改正規約は2014年4月1日から施行する。

附 則(2016年4月1日)

この改正規約は2016年4月1日から施行する。

附 則(2018年4月1日)

この改正規約は2018年4月1日から施行する。